

議 会 運 営 委 員 会 記 録				
招 集 年 月 日	令 和 7 年 2 月 1 2 日 (水)			
招 集 場 所	日 高 市 役 所 第 2 委 員 会 室			
開 閉 の 日 時	開 会 2 月 1 2 日 午 前 1 1 時 4 1 分			
	閉 会 2 月 1 2 日 午 後 0 時 1 0 分			
出 席 委 員	委 員 長	加 藤 大 輔	副 委 員 長	山 田 一 繁
	委 員	金 子 博	委 員	三 木 伸 也
	委 員	大 澤 博 行	委 員	森 崎 成 喜
	議 長	鈴 木 健 夫	副 議 長	和 田 貴 弘
欠 席 委 員	な し			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	な し			
書 記	事 務 局 長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 査	川 口 美 和 子
事 件	・ 政 務 活 動 費 使 途 基 準 見 直 し の 検 討 に つ い て			
調 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

調 査 の 経 過

＜開 会＞ 午前１１時４１分

・加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。

＜政務活動費使途基準見直しの検討について＞

・加藤委員長 今回の見直しの目的としては、１２月定例会で一部改正を行った政務活動費の交付に関する条例に伴う使途基準の見直しとなります。まず、条例改正の趣旨を再確認いたしますと政務調査費の範囲（項目・内容）のままとしてきた必要経費の範囲を従来の調査研究活動に加えてその他の活動（会派・議員としての活動）に要する経費の支出を可能としたものです。要するに支出できる範囲を広げたということです。

そういった趣旨を踏まえ、使途基準の見直しを行うこととなります。検討に入る前に政務活動費支出の基本的な考え方を確認しておきます。資料「政務活動費検討項目」の１頁目をご覧ください。

基本的な考え方として、１つ目は政務活動費の趣旨に合った運用であること、ということで、条例の第１条に「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」とされています。２つ目は実費弁償を原則とすること、ということで、政務活動費に実際に要した経費とし、証拠書類により確認が取れ、社会通念上妥当な範囲とするものです。３つ目として政務活動に必要な経費であること。４つ目、説明責任を果たす義務があること。今回出来る限り具体的な使途基準を決めてはいきませんが、きっちり決めきれないものもあると思います。社会通念上妥当な範囲であるかを踏まえ、会派として説明ができるかどうか、最終的には説明責任を果たせるかの判断になると思われます。

次に政務活動の範囲として、条例第５条にて、研究調査、広報、広聴等、市政に反映させる活動、住民福祉の増進を図るために必要な活動と規定されているため、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動は対象外となります。

以上のことを踏まえたうえで、使途基準の検討に入ります。内容は、これから事務局に説明させますが、運用にあたり、疑義が生じることのないような内容まで検討したいと考えております。政務活動費使途基準比較の資料は、全国市議会議長会が示している参考指針「政務活動に関するＱ＆Ａ」に沿うような形で作成してありますが、近隣市の基準と比較し、一律なものはそれにならうこととするのか、各市の状況がまちまちなものについては、その中で日高市として、どうするか、次回以降ご意見をいただき、決定していきたいと思っております。

それでは事務局に説明させます。

（事務局説明）

- ・資料説明
- ・検討が必要と思われる項目について説明
 - タクシー代 公共交通機関が利用できない場合などの取り決めについて。
 - 自家用車の利用経費 政務活動費とそれ以外の利用が判断できない上で認めるか、認めないか。認める場合の基準について。
 - 宿泊料 他市は上限を設定している。他市の例と市職員の宿泊料を参考にした上での基準について。
 - 広報紙 他市の例や判例を踏まえての基準について。
 - ホームページ 認めている近隣市も有り。

○消耗品 近隣市や判例を参考に何をどこまで認めるか、按分とするか実費とするか。

○備品 近隣市、市の備品取扱規程を参考とした上での基準について。

○新聞等 ほとんどの近隣市が認めている。

◦加藤委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問ございますか。

◦山田副委員長 基準はいつから適用するのか。

◦事務局 条例が令和7年4月1日施行なので政務活動費使途基準も同様となりますが、今年度のものはこれから提出されると思いますので、個々には反映させて提出していただくのがよいかと事務局では考えておりますがそれも踏まえて検討いただきたいと思います。

◦加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時8分

再 開 午後0時9分

◦加藤委員長 休憩に引き続き会議を開きます。

事務局からの説明もありましたが、近隣市と比較して一律なものをそれにならう形でよいとするのか、各市で状況がまちまちなものについて、日高市としてどうするのか、ご意見をまとめてきていただくようお願いいたします。

<その他>

◦加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。
(なし)

<閉 会> (午後0時10分)

◦加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔